

3. 調査結果の分析

今回の3件の調査対象については、アジア・コミュニティ・トラストは1979年（昭和54年）、世田谷まちづくりトラストは1992年（平成4年）と、比較的早い時期から各制度が設置されている。また2001年（平成13年）設立の青い森ファンドについても、自治体設置の公益信託としては比較的早いタイミングでの設立だといえる。以上の団体の経験から、公益信託制度を活用したNPOへの資金的支援について、見えてきたことをまとめる。

3.1 公益信託制度の活用について

NPOの支援という目的を持つ資金支援のスキームとしては、財団法人の設立により実施されている例、条例設置の基金により実施されている例などが全国に存在する。

本節で既述した3つの事例は、いずれも公益信託制度を活用した事例であるが、公益信託制度を選択した理由をまとめると、下記のようになる。

(1) 設置の際必要な財産が比較的小さいこと

世田谷まちづくりトラストの場合、自治体からの当初の拠出金は3,000万円であり、これが信託財産となっている。青い森ファンドの場合、当初の信託財産は2年度分の予算7,500万円ずつを合わせた1億5,000万円であった。またアジア・コミュニティ・トラストは、今井保太郎氏と財団法人MRAハウスの出捐によって立ち上げられた。

一般に、財団法人の立ち上げには、数億単位の基本財産が必要とされるのに対し、公益信託では比較の出捐金が少なく済み、設置に際してのハードルが低い。

また、受託者が事務局的機能を担うことで、特別に人材を雇用したり、事務所を確保したりという手間が発生せず、基金の多くを助成事業に活用することができる。

(2) 運用上の責務の重さ

信託制度は、委託者、受託者、受益者の3者の関係から成り立っている。受託者は、委託者から託された財産を特定の信託目的に従って運用・管理・処分することが求められる。受託者は、3つの代表的な注意義務が課せられている。ひとつが忠実義務で、受託者は、もっぱら受益者の利益のためにのみ行動し、受託者と受益者との間に利益が相対立する関係を生じないようにすることをいう。2つ目が分別管理義務で、受託者は、信託財産を自己の固有財産やその他の信託財産と分けて管理することをいう。

3つ目が、善管注意義務で、受託者は、信託の目的に従って専門家としての能力を発揮し、善良な管理者の注意をもって信託事務を処理することをいう。

このように、受託者は重い責務を負いながら、信託の運用にあたるのであり、今回の3つの事例においても、公益信託制度を活用することで、金銭の取扱いに対する安心感、信頼感をより高度に確保できると考えられていた。

(3) 業務の外部化と中立性の確保（自治体設置の公益信託の場合）

公益信託は、制度設計上、委託者は、信託財産の運用そのものについて関ることはない。このことは、次のような効果を生んでいる。

ひとつは、業務の外部化である。自治体設置の基金による支援や、補助金の交付の場合、助成事業の設計や公募に関する広報活動、応募資料の整理や審査委員会の開催、助成金の交付、助成成果の確認など、自治体が担わなければならない事務手続きは多い。

だが、公益信託の場合、こうした業務を受託者が行なうため、自治体にとってはこうした業務を外部化できることを意味する。

もうひとつは立場の中立性である。公益信託の場合、いったん金銭を特定の目的のため、信託すると、その後の運用は信託銀行が行なうため、自治体と助成決定機関とが切り離される。民間非営利活動は、その性質上、自由な立場での活動を重視する傾向が強く、こうした点からも、公益信託制度は適した手法であるといえる。

3.2 公益信託制度の運営の実際とその効果

次に、3つの公益信託制度はどのような運用を行い、特徴的な効果を挙げているのか確認する。

(1) 民間非営利活動の種まき

青い森ファンドでは、応募の対象を実績のないグループや個人も広げており、小さな活動であっても、大きな活動であっても広がってほしいとし、活動の大きさを問わないことを原則としている。また助成の金額も、1万円から100万円まで1万円刻みで応募できる。

一方、世田谷まちづくりファンドは、毎年500万円を上限に、「住民の創意と工夫にあふれる自主的なまちづくり活動、またはそれを援助する活動を行う方々に対して」助成を行なうものである。現在までの助成対象は180件以上にのぼり、区民のまちづくりの土壌を広範に耕してきた。さらには、住民からの提案を運営委員会が柔軟に受け止め、事業の従来概念に捕らわれない視点こそ住民によるまちづくりの意味だと捉えて助成を行なってきたことも重要な点である。

アジア・コミュニティ・トラストは、日本ではじめての募金型公益信託として1979年（昭和54年）に登場、先進事例としての難しさと常に対峙しながら、自らの考える支援のあり方の具現化に向けて努力をしてきた。

このように、各事例とも、自らのミッションに基づき、柔軟に制度を運用しながら、現在まで民間非営利活動の種を日本国内に撒いてきたと言える。

(2) 潜在的な需要を喚起

青い森ファンドは、公開審査、公開報告を可能な限り追求している。公開審査のひとつの目的は、活動団体が自ら活動を社会に対して問うことで反応を知り、また審査員を納得させる説明力を持つことである。

もうひとつの目的は、そのプロセスを広く公開することで、現在は申請を考えていないが、

次年度以降の潜在的な担い手をできるだけ発掘することである。

世田谷まちづくりトラストは、「ガラス張りの助成決定」をモットーとし、毎年の助成対象グループは、公開審査で決められることとしている。また、青い森ファンドと同様、助成の役割だけではなく、各グループが助成期間を通して育つよう、年に2回の活動発表会を設定している。

(3) 専門的なアドバイスの活用

公益信託制度の場合、資産の運用を適切に行なうことを第1の目的とする受託者(信託銀行)のほかに、助成先の推薦と重要事項等に関する助言・勧告を行なう機関として運営委員会が設定されている。

青い森ファンドは、運営委員会の人数は7名で、そのほとんどが、本基金設置の要因となった「青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例」の起草の際、中心的なメンバーであった人物である。

一方で世田谷まちづくりトラスト運営委員会は、9名で構成され、そのうち8名は民間の学識経験者、まちづくり活動家などである。また過去の世田谷まちづくりトラストから助成を受けた人も運営委員となっている例がある。また、運営委員会とは別に、内部に委員会を持つことで、よりきめ細かい検討を可能としている。さらに、世田谷まちづくりトラストの区民サポーターも設置している。

アジア・コミュニティ・トラストは、運営委員会での助言もさることながら、受託者である信託銀行のほかに、交付された助成金がより有効に活用されるよう、ACT事務局をおいている点が特徴的である。資産管理・運用の専門家である信託銀行と、民間非営利活動の専門家であるACT事務局があることで、よりよい制度運営を可能としている。

3.3 各制度の課題と今後

各事例は、それぞれ個性的な取り組みを行なっているが、民からの資金の流れを豊かにし、また資金支援をNPOにとってより有用なものとするためには、下記の点についての検討が必要であると考えられる。

(1) 運営上の課題

1) 独立性という意味では大きな期待

今回の調査事例のうち、自治体が当初の出捐金を拠出した事例については、いずれの場合も公益信託を選択した理由として、自治体からの独立性の確保について言及していた。また実際の運用を見ても、審査過程の透明性などにも注意が払われ制度が運用されている。公益信託の具体的な支援先の決定については、実質的に運営委員会にゆだねられているため、運営委員会の構成が非常に重要となるが、今回の3事例に関しては、いずれの場合も運営委員会は民主的に運営されており、民間非営利活動の評価を、専門性を持ちながらも市民的な立場から評価する仕組みとなっていると考えられる。

このように、行政が個別に市民活動団体に対して支援をするのではなく、距離を置く仕組みをとることで、市民活動団体自身の行政依存からの脱却という意図も達成しつつあるように思われる。

2) 核となる組織の必要性

一方で、公益信託独特の問題として、実質的な事務局機能を誰が担うか、という点は、運用上の大きな課題として残されていることがわかった。

公益信託は、奨学金の支給や学術研究助成金の交付などの仕組みとして利用されることが多く、事務手続きをできるだけ簡便にし、事務経費をかけないことで、支援先にできるだけ多くの資金を渡している事例が多い。

他方、民間非営利活動団体に対する支援の場合、効果的な支援策を行おうとした場合、資金的な支援を行なうだけでは不十分な場合も多く、支援先への丁寧なフォローや公開審査など、ある程度の手間をかけながら制度を運用していく必要がある。

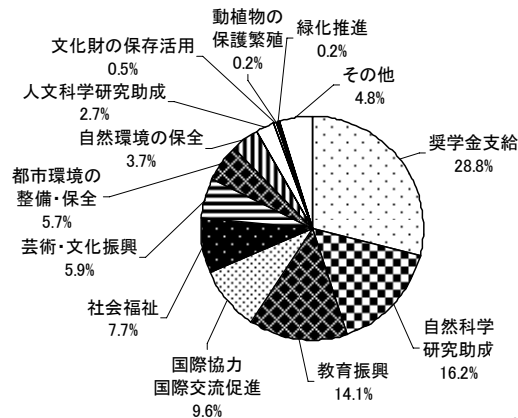
そうした場合、NPOの活動内容や運営課題に対する専門性や、実務的な作業の多くを、資産の管理・運用を専門とする受託者（信託銀行）に期待することは困難であり、何らかの形で機能補完をすることが必要となる。

今回調査を行った3つの事例のうち、青い森ファンドについては、運営委員会が相当程度ボランティアに制度を支えていることがわかった。また、中核で支える組織が無いことから、今後民設民営で行なうファンドについては、認定NPO法人制度による運営を想定している。世田谷まちづくりトラストは、区民サポーターを導入し、活性化に向けた取り組みを進めているものの、区民サポーターの役割はあくまで公開審査や報告会などの場面での側面支援であり、運営に踏み込んだ支援はなかなか具現化していない。

アジア・コミュニティ・トラストでは、公益信託の受託者である信託銀行とは別に、受託者から一部事務の再委託を受ける形でACT事務局（アジア・コミュニティ・センター21）が置かれている。アジア・コミュニティ・センター21は、国際協力分野に十分な専門性を持つ団体であるが、事務局経費の確保という課題から、能力を十分に発揮出来ていないと感じている。

このように、公益信託により民間非営利活動団体に対する支援を行なう場合は、資金面のサポートのみでなく、民間非営利活動の充実や発展を促進するような支援を中核的に担える事務局をどのように確保するか、という点が重要なポイントとなるといえる。

図表 3-36 公益信託・信託目的別受託状況



(資料) 信託協会ホームページより (平成 18 年 9 月末現在)

3) 寄付について

公益信託のひとつの長所として、受託者が既述した 3 つの義務のもと、厳格に運用することによって、信託財産が安定的・継続的に維持できるという点がある。

このような会計上の明朗性は、寄付者にとっての安心感につながり、寄付を集める際のインセンティブに繋がるものと想定できる。

だが、実際の事例を見ると、2) で記したとおり、実質的な事務局機能が弱いことによって、十分な PR をする組織がなかったり、必要な資金を確保できなかったりする例が見られた。

また、今回の調査では、サンセット型の公益信託の場合、制度終了予定年度が近づくにつれ、民間からの寄付が極端に減少するケースが見られた。

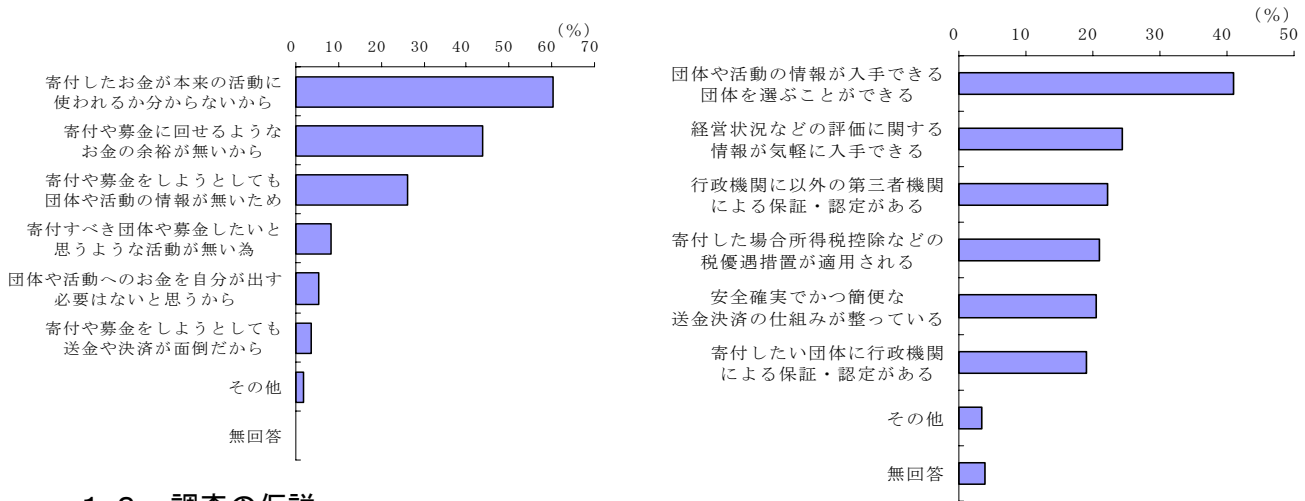
IV. 民間からの寄付を積極的に集めている事例

1. 実態調査における問題関心

1.1 課題の所在

2005年度（平成17年度）に内閣府が実施した「高齢者の金融資産の有効活用及び社会的責任投資等への資金流入の可能性に関する調査」では、「募金や寄付をしている人」は全体の25.8%にとどまっている。また、その理由を尋ねたところ、「寄付したお金が本来の活動に使われるかわからない」と回答する層が60.4%と高く、お金の使われ方への不信感が強いことがわかる。一方で、どのような仕組みがあれば寄付をしたいか聞いたところ、「団体や活動の情報が入手できる」が41%と高く、「経営状況などの評価に関する情報が手軽に入手できる」が24.3%と続く。

図表 3-37 寄付や募金に関する意識



1.2 調査の仮説

そこでここでは、わが国において、民間からの寄付を活発化することで、NPOにおける資金循環を促している民間の資金支援組織に関する事例を抽出・把握することを通じて、幅広い層からの信頼と共感を得ながら、今後、日本において民間非営利セクターの財政的基盤を強化していく方法に関して検討を行なう。

1.3 調査の方法

想定される調査の対象は、以下の通り。

図表 3-38 調査対象（民間からの寄付を積極的に集めている事例）

類型	制度名称	ヒアリング先
IV. 民間からの寄付を 積極的に集めている事例	大阪コミュニティ財団	・大阪コミュニティ財団事務局
	神奈川子ども未来ファンド	・神奈川子ども未来ファンド事務局

2. 実態調査

2.1 大阪コミュニティ財団

2.1.1 沿革

(1) 概要

大阪コミュニティ財団は、大阪商工会議所が財団設立に要する基本財産 1 億円を出捐して、1991 年（平成 3 年）11 月 12 日に通商産業省（現・経済産業省）の設立許可を得、設立したわが国初のコミュニティ財団である。

現在は、171 の基金を持ち、2006 年（平成 18 年）には 109 件、4,987 万円を市民活動団体による活動や、奨学金支給、学術研究の支援等の用途として助成した。寄付金の累計額は 18 億円を超え、遺贈の申し込みも 9 件を数えている。主に大阪を中心とした近畿圏に主軸を置き活動している。賛助会員制度を採用しており、2005 年（平成 17 年）末時点で法人会員が 39 法人、個人会員が 15 人となっている。

設立趣旨書によれば、「コミュニティ」という言葉には二つの意味合いがあり、一つは、「地域社会」、もう一つは、「基金の集合体」を意味するとされている。またここには「多数の企業等の志に裏打ちされた財産の拠出に基づき、多数の基金を設け、その志を最大限に尊重しつつ、地域社会の多様なニーズに対応した社会貢献活動を行う団体」と自らの団体についてのあり方が記されている。

(2) 財団設置に至る背景

1990 年（平成 2 年）には社団法人企業メセナ協議会が設立、同年 11 月には日本経済団体連合会が 1%クラブを設立した。大阪商工会議所は中小企業の会員も多い。とりわけ中堅中小企業の方から自分たちも社会貢献活動に取り組む意欲があり、そのための方策を大阪商工会議所に期待するとの声が聞かれた。コミュニティ財団方式であれば、こうした意思にも答えることが出来ると考え、設立に至った。

財団設立にあたって、大阪商工会議所は、米国で誕生し、発展している「コミュニティ財団（a community foundation）」を参考とするため、コミュニティ財団調査団を 1990 年（平成 2 年）に派遣するなど、積極的な取組みを行った。

また、設立に当たっては、大阪商工会議所からの出捐のほか、大阪府・大阪市もそれぞれ 2,500 万円の寄付を行なった。

(3) 現在の運営状況

1) 人員

現在の会長は、大阪商工会議所会頭・大阪ガス会長の野村明雄氏が、副会長は、大阪商工会議所の副会頭、石橋三洋氏が務めている。理事 9 名（会長、理事長、専務理事含む）、幹事 2 名のほか、評議員が 15 名おり、大阪府知事、大阪市長も評議員を務めている。

大阪コミュニティ財団の事務局スタッフは、財団の直接雇用が2名、サントリー株式会社からの出向者1名の合計3名で構成されている。

2) 管理運営費について

財団の運営は、次のような方法で調達されている。

① 運営基金の運用収益

助成のための基金とは別に、財団の運営のための基金を設置し、その運用収益によって一般管理費を調達する。運営基金は、財団設立にあたって大阪商工会議所が出捐した1億円のほか、大阪府、大阪市が拠出した寄付金各2,500万円（計5,000万円）と、一般市民からの寄付による。

② 助成基金の運用益の一部

助成の交付のために設置された「助成基金」の運用益から、基金残高の0.5%を充てている。

③ 賛助会費

賛助会費は、法人の場合1口5万円、個人の場合1口1万円に設定されており、法人会費は合計1,090万円、個人会費は22万円、合計1,112万円となっている。企業の中には、自ら財団を設置している企業もあり、こうした企業については賛助会員としての参加を積極的にアプローチしている。

2.1.2 運営の特徴

(1) 「マンション型財団」による運営

大阪コミュニティ財団では、「マンション型財団」方式を採用している。これは、一般の財団が、単独の出捐者による基金を持つのと異なり、多数の出捐者の寄付による多数の基金で構成されたものを指す。この方式を採ると、ひとつのコミュニティ財団の中に、複数の趣旨や目的が異なる小型の財団が存在しており、それらが一括管理・運営されることになる。

一般に、財団を設立する場合は、数億円の基本財産が必要となるが、この方式を採用することで、寄付者は金額が少なくても自らの意思を具現化することが可能となる。

(2) 基金のバラエティの豊かさ

1) 基金の種類

基金には、3タイプ、7つの種別がある。

1つは、永続基金と期間基金である。永続基金とは、元本を取り崩さず、運用益で助成するもので基金は永遠に存続する。これが大阪コミュニティ財団の基本財産にあたる。永続基金は全体で169ある基金のうち、101を占める。期間基金は、一定年数で元本と運用益を使

い切るもので、全体の68を占める。

2つ目は、非営利活動や学生、研究機関などに対する助成金等の支給にあてるか、大阪コミュニティ財団の運営に当てるかによる種別で、助成基金と運営基金に分かれる。運営基金は、永続基金でも期間基金の両者があり、元本および利子もしくは利子のみを財団の運営費に使う。

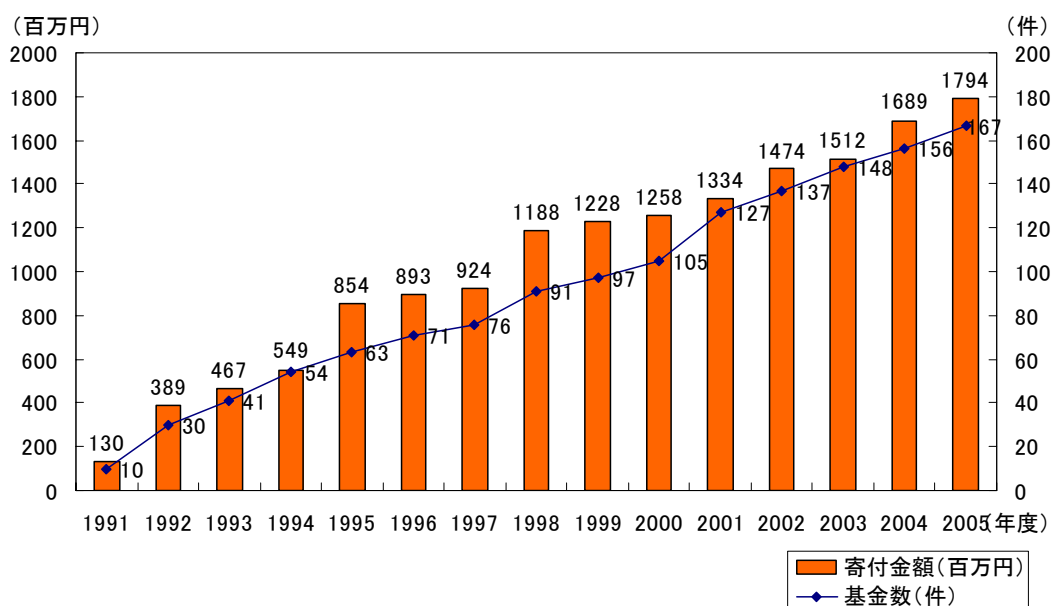
助成基金の種別は、一般基金、分野指定基金、地域指定基金、関与基金、及び特定基金の5種がある。一般基金は寄付者が助成先の決定を財団に委ねるもので、22件、分野指定基金は寄付者が助成分野を指定するもので109件、地域指定基金は寄付者が助成地域を指定するもので16件ある。

関与基金（1,000万円以上の基金）は、寄付者が助成先について毎年希望を述べる事が出来る基金である。関与基金の場合、寄付者の意向は聞くものの、資金支援先として適当かどうかの最終的な判断は、選考委員会、及び理事会が決定する。

特定基金は、具体的な助成先を寄付者が特定するものである。

ちなみに、財団設立の際に大阪商工会議所が出捐した1億円は、運営基金の永続基金となっている。

図表 3-39 基金寄付金額・基金数の推移（年度別）



(資料) ヒアリング資料より

2) 大阪コミュニティ基金について

大阪コミュニティ基金は、2006年（平成18年）6月の理事会で設置を決定、運用しているもので、永続基金、期間基金の2種により運営している。いずれも財団の一般基金となっている。

助成分野は、青少年の人材育成・健全育成活動、地域社会の活性化・安全確保の活動、多文化共生社会を目指す活動の3つである。特に多文化共生は、大阪エリアにおける大きな課題であると考えている。阪神・淡路大震災で、外国人居住者の救済が大きな課題となった。

特に多文化共生の NPO からは評価を受けている。

(3) 基金の規模と傾向

総計 169 の基金のうち企業設置の基金は 30 件である。

永続基金のうち、金額の最も大きいものは 2 億 5,000 万円である。これは個人からの寄付によって設立された。次いで、1 億 1,500 万円の遺贈による基金である。

一方で、大阪コミュニティ財団では、いくらからでも基金寄付を受け付けているため、5～10 万という小額の基金もある。

(4) 民間の財源を集める工夫

大阪コミュニティ財団では、寄付者に対する還元やフォローに非常に配慮しており、このような配慮が 18 億を越す寄付に繋がる 1 つの要因となっているものと思われる。具体的な取り組みは以下の通り。

1) 寄付者に対する考え方

大阪コミュニティ財団の場合、基金に何度でも寄付を積み増すことができる。

また、寄付の下限は設定せず、個別の基金はいくらからでも設置が可能であり、基金の大小に応じた取扱いの違いはない。助成基金の額が助成額としては足りない場合は、数年助成をしないまま、基金を維持している。

現在 3 億円ほどある一般基金のうち、2 億 5,000 万円は特定の個人による寄付を原資としている。この場合、存命中は関与基金として運用し、その後一般基金として運用している。

2) 寄付者に対するフォロー

寄付者に対しては、その意思を十分に汲みとることができるよう、次のような取り組みを行なっている。

1 つは、助成基金としての寄付の場合、基金の命名を寄付者の意思に沿い、基金の名称付けを行なう点である。実際の助成基金には、自分や故人の名称や愛称をつけている例などが見られる。また、匿名基金も数件みられる。

2 つめは、寄付者に対する助成実績や運用状況の情報開示と還元である。大阪コミュニティ財団では、原則として寄付者に対し、助成の実績を年に 1 回還元している。その際、助成先の写真なども添える。また基金の運用状況や助成後の基金残高を知らせるため、年に 1 度必ず財務報告を行っている。

3 つめは、基金を紹介するリーフレットの作成である。これは現在のところ、1,000 万円以上の基金に限定しているが、寄付者の意思や設立の目的などを盛り込んだ 3 つ折りのパンフレットを作成し、助成先団体などに配布している。現在のところ、作成件数は 7 件である。

その他、寄付者を大阪コミュニティ財団が主催する「大阪コミュニティ財団の集い」や「社会貢献セミナー」などの財団主催のイベントに招待している。

3) 広報・営業活動

① 遺贈の拡大

大阪コミュニティ財団においては、遺言による遺贈の件数は増加している。

現在までの遺贈はほとんど信託銀行経由で持ち込まれた案件である。こうしたことから、昨年は大手信託銀行が東京・大阪で開催した財務コンサルタント向けセミナーの会場で、大阪コミュニティ財団について PR するなどの活動を行っている。

また昨年度は新たに弁護士から 2 件ほど相談があった。これについてはまだ申し込みには至っていない。財団では今後、税制上優遇の対象となった場合には、遺贈の相談はさらに増え、現在の 2～3 倍には増えるものと考えている。

② マスメディアを通じた情報発信

設立以降 2～3 年ごとに大手の新聞社から取材があり、通算で 4～5 回記事が掲載された。最近では昨年の 4 月の日経新聞に掲載があった。

2.1.3 助成の現状

(1) 助成の実態

2005 年（平成 17 年）実績のうち、科学技術の振興や奨学金などを除いた、市民活動団体の活動に関連して拠出したと思われる助成金の金額を、交付額別に見た割合を見ると、10 万円以下が 7%、50 万円以下が 53%、100 万円以下が 20%、最大の 100 万円も同じく 20%となっている³³（図表 3-40）。

また、最大で 100 万円、最小が 65,000 円となっているなど、比較的小規模な助成が多くみられる。

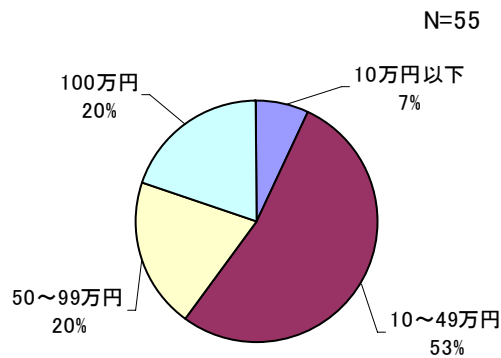
助成金は、事業費の 1/2 以内で、単年度助成である。複数回にわたる助成は可能であるが、過去 5 年間に 2 回以上助成を受けた団体は対象とされていない。費用については、運転資金（スタッフの人件費等）は助成の対象にはならない。

応募団体は、大阪・関西が多く 6～7 割は大阪・関西が占める。大阪コミュニティ財団は寄付行為の第 2 章目的及び事業、第 3 条で、「本財団は、主として大阪府及びその周辺地域において」とされているが、日本国内および海外についても状況に応じ柔軟に対応している。

³³ 「2005 年度事業報告書」大阪コミュニティ財団 P19～25、および財団ホームページ (http://www.osaka-community.or.jp/contents/grant/projects_17.htm#link1) 参照。

なお、財団の助成事業分野の分類 7 分野のうち、主に市民活動団体の活動に対する助成事業と思われる芸術文化の向上、発展、国際交流の推進、環境の保全及び国土の緑化、地域社会の振興、社会福祉の増進のうち、助成を実施しなかった 2 件の事業を除く計 55 件を対象とした。

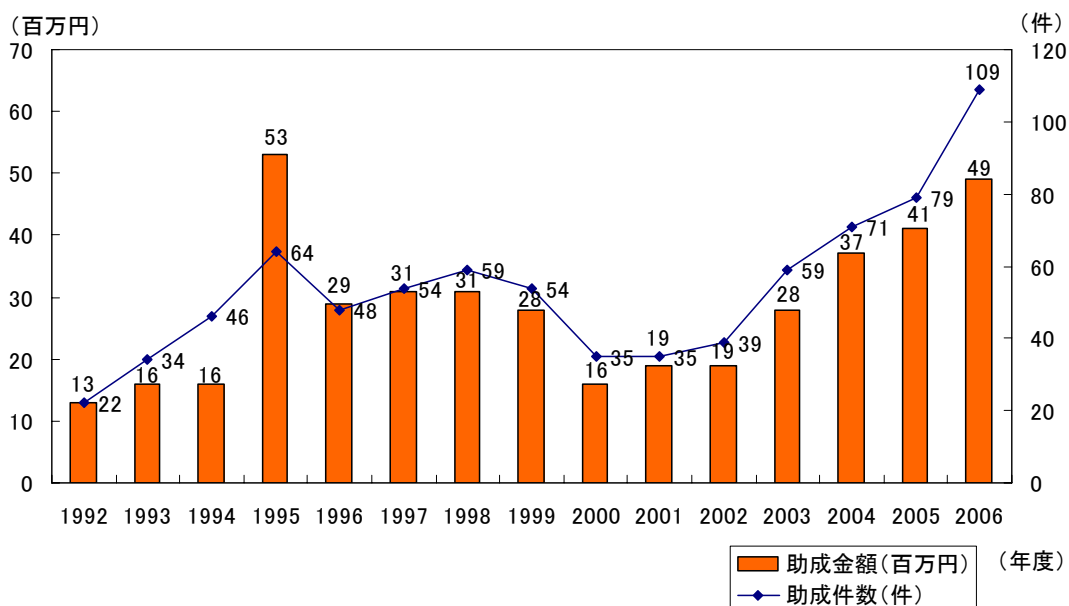
図表 3-40 1団体あたりの助成金額



(2) 助成実績

2006年（平成18年）4月の助成実績は、109件、助成総額は4,987万円である。それぞれ前年度に比べ、30件（38%）、836万円（20%）増加している。これは、突出している阪神淡路大震災の際の助成額5,325万円に次ぎ、2番目の規模となる。設立以来の助成実行件数、助成金累計額は4億2,606万円に至っている（図表3-41）。

図表 3-41 助成金額・助成件数の推移



(資料) ヒアリング資料より

(3) 助成事業の運営

1) 助成金情報の告知方法

募集のための告知方法は、ホームページが主であるが、今年度は関西国際交流団体協議会発行の雑誌に広告を掲載するなど、その時の状況に応じ広報を行なっている。

また、環境関連分野については基金の数と元本が多く、助成金として3,000万円ほど使えるため、環境系の助成金情報を掲載しているホームページにも情報を掲載した。他には、大阪・関西を中心に、地域にある中間支援組織に対して、資料を各数十部ずつ送っている。

募集要項はホームページからダウンロードできる。大阪コミュニティ財団としては、NPOからの注目が高いため、ホームページによる告知のほか、地域のNPOセンターとも連携を深めることにしている。

2) 選考

審査は選考委員会が行ない、財団の理事会で最終決定をする。なお、関与基金については、寄付者が審査を行なった後、選考委員による選考を行なう。

なお、2006年（平成18年）度助成金については、2005年（平成17年）10月下旬からホームページにて募集要項を掲載、12月1日～12日まで応募を受付、2月9日の選考委員会にて審議を行い、3月17日の通常理事会で決定している。選考委員は7名である。助成団体は事業終了後3ヶ月以内に事業実施報告を行なう。（2007年（平成19年）度助成の申請については、2006年（平成18年）10月～11月の2ヶ月間、応募を受け付けている。）

2.1.4 今後の課題と展望

(1) 共感層の掘り起こし

また、その他の事業として、年に1度、「社会貢献セミナー」を開講している。「社会貢献セミナー」は、広く一般を対象とし、社会貢献活動への企業・個人の参画意欲を喚起することを目的としている。

また、毎年の恒例事業として、基金設置者、賛助会員、年度ごとの助成先、役員、評議員などを対象に、「大阪コミュニティ財団の集い」を開催している。大阪コミュニティ財団の集いは、東京と大阪の2ヶ所で実施し、財団の現況報告と識者の講演などを行なう。

(2) 基金寄付者による分野指定と一般基金の募集

基金寄付者が分野指定基金を作る際、希望する助成分野を「基金に関する事項」に記入し、財団は最大限、その寄付者の目的や志が実現するよう、指定分野への助成実現に向け努力している。

一方では、そうした結果として、財団の分野指定基金には基金寄付者が希望する助成分野のみ集まることになり、自ずと財団全体の助成分野に限りがでてくる。

そこで、助成先を財団（理事会）に一任する一般基金の設置についても、基金寄付者に期待

している。現在、一般基金の数は、大小あわせて永続基金のみで12基金、その基金合計は、2億7千万円である。

さらに、2006年（平成18年）6月には、財団自ら一般基金である「大阪コミュニティ基金」を共同基金として設立し、企業や個人からの寄付を募集し始めている。

(3) 公益法人制度改革および寄付金税制への期待

大阪コミュニティ財団は、特定公益増進法人ではない。そのため、新公益法人制度の実施に伴い、すみやかに公益認定を申請し、取得する方針である。

また、公益財団法人への税の優遇措置等についても期待している。

(4) わが国におけるコミュニティ財団設立への支援

コミュニティ財団は、米国で生まれ、世界に広がっているが、残念ながらわが国では大阪コミュニティ財団が唯一のものである。当財団は創立15周年を迎えた2006年（平成18年）11月1日に、大阪以外の地に続々とコミュニティ財団が誕生すること願って、米国シカゴ・コミュニティ・トラストのテリー・メザーニー専務理事ほかを講師に迎え、記念シンポジウム&ワークショップを開催した。地域の経済団体や自治体でコミュニティ財団の設立に関心ある方々に、蓄積したノウハウを喜んで提供したいと考えている。

2.2 神奈川子ども未来ファンド

2.2.1 団体の概要

同ファンドは、2003年（平成15年）4月に設立した特定非営利活動法人である。個人・企業・団体等から寄付を募り、子ども・若者・子育てに関わる人を支えるNPOの財政基盤を確立するための助成等の支援を行っている。

組織体制に関して言えば、事務局は4名（専従スタッフ：1名、アルバイト：3名）で、総会の議案の決定権を有する役員は11名である。ファンドレイジングや広報活動は、運営委員会³⁴が行う（運営委員は19名。うち兼務理事5名）。その他に、賛同人やサポーターがおり、様々な面から本ファンドの活動を支援している。

サポーターは約50名（メーリングリスト登録者数）おり、本ファンドから助成を受けている団体の関係者も加わっている。なお、サポーターは必ずしも本ファンドの会員とは限らない。これは、資金を集める人と資金を活用する人を明確に区別しないという本ファンドの方針による。本ファンドは、助成を受けた人もファンドの活動に参加をしてもらいたいし、逆に、資金提供側の人には助成を受けている団体の活動をより深く理解してもらいたいと考えている。また、人的資源にも限りがあるため、様々な人材からサポートしてもらうことは重要。新聞社の記者もサポーターになっており、よく記事に取り上げてくれている。なお、サポーターの団体が助成に応募している場合も、審査委員にはそのことを伝えない。

2.2.2 財源について

(1) 財源の概要

個人・企業・団体等から幅広く寄付や会費を集めている。2005年（平成15年）度の寄付金収入は約370万円で、全体の約半分を占める。会費収入は50万円程度。そのほか、事業収入、助成金収入、協賛金収入が財源となっている（図表 3-42）。

³⁴運営委員会の体制は2006年5月から発足した。それ以前は理事とサポーターが同様の業務を行っていた。

図表 3-42 神奈川県子ども未来ファンド収支計算書：2005年度（平成17年度）

収入の部				単位(円)
科目	予算額	決算額	増△減	内訳
1. 会費収入	800,000	506,000	△ 294,000	社員25名分、サポーター22名・賛助会員4名、入会金10名分
2. 寄付金収入	3,600,000	3,677,899	77,899	職域募金、企業寄付、定期定額募金、キャンペーン募金、
3. 協賛金収入	500,000	470,000	△ 30,000	企業、各種組織からのチャリティイベントに対する協賛金
4. 助成金収入	500,000	600,000	100,000	日本興亜おもしろ助成、神奈川県新聞厚生文化事業団
5. 事業収入	300,000	1,904,383	1,604,383	イベント収益、神奈川県放課後児童健全育成事業等調査委託費(84万)、横浜市次世代育成支援関連企業懇談会運営委託費(84万)
6. 雑収入	300,000	549,743	249,743	各種講演謝金、委員会謝金、利息等
当期収入小計(A)	6,000,000	7,708,025	1,708,025	
前年度繰越金(B)	3,981,593	3,981,593	0	
当期収入合計(A+B)	9,981,593	11,689,618	1,708,025	

(資料) 神奈川県子ども未来ファンド

(2) 寄付プログラム

1) 寄付プログラムの概要

寄付の種類は、企業・職域からの寄付の他、キャンペーンを通じての寄付、チャリティイベント収益寄付、定期定額募金（コーヒー募金）、インターネット寄付等、多様である（図表 3-43）。

図表 3-43 各種寄付プログラムの実施・受入状況：2005年度（平成17年度）

種 別	金額(円)	割合	協力個人	協力組織数
企業からの寄付	1,000,000	27%		企業1社
職域での寄付・企業寄付	1,246,964	34%		企業5、組合2、他組織2
キャンペーンを通じての寄付	318,502	9%	222名	企業8、店舗1、組織19
定期定額募金(コーヒー募金)	347,500	9%	66名	
他組織からのチャリティイベント収益寄付	207,139	6%		17件
マイバッグ寄付プログラム	28,244	1%		商店街1
応援商品寄付プログラム	17,000	0.004%		企業1社
ゴルフコンペを通じた寄付	28,000	1%		1件
書籍収益寄付	7,600	0.002%		1件
募金箱	246,774	7%		43件
個人からの寄付	141,600	4%	24名	
単発の寄付	88,576	2%		5件
合 計	3,677,899	100%	312名	

(資料) 神奈川県子ども未来ファンド

2) 寄付の具体的事例

① 企業からの寄付・職域での寄付

(株)川口(生命保険会社の代理店)の社長(神奈川県在住)は、同ファンドの趣旨に共鳴し、同社は、2005年度(平成17年度)に、春と秋の2度に分けて、計100万円を寄付した。

その他、企業からの寄付として、川崎在住の本ファンドの助成対象団体(サポーターでもある)の紹介により、川崎在住の会社の社長が同ファンドの趣旨に共鳴し、寄付を行っている例が挙げられる。

三井住友海上火災の従業員のサークルであるスマイルハートクラブのメンバーが、毎月の給与の端数(100円未満)と一口100円の任意口数寄付を積み立て、寄付をしている。さらに、スマイルハートクラブの寄付と同額を会社より上乗せし寄付の額を増額している(マッチング寄付)。同スマイルハートクラブの運営委員が、複数の非営利団体の中から、寄付先を選考している。選考の結果、神奈川・静岡エリアでは同ファンドが3年続けて寄付を受けている。

② キャンペーンを通じての寄付

各種企業、団体、個人の協力により募金キャンペーンを随時実施している。例えば、市内の商店街(川崎市中原区、モトスミ・ブレーメン通り商店街)等でキャンペーンを行ったり、募金キャンペーンのための期間(「夏募金キャンペーン」等)を設けたりして、寄付を募っている。

また、各種イベントの会場などにおいて募金活動を行っている。例えば、スポーツ関連イベントの会場(横浜ベイスターズのファン感謝デーや横浜マリノスの公開練習等)や子どもに関連するイベント(「フェスティバル/子どもまつり2006」、「たまたま子育て祭り」等)の会場などにおいて、募金活動を行っている。

③ かながわ子ども募金(旧コーヒー募金)

毎月250円(年間3,000円)を、郵便口座から自動払込するしくみであり、寄付額は自由設定(250円から50円単位)が可能である。最低額は250円であるが、ニュースレターや振込手数料等のコストは最低限カバーしたいため、これ以下には設定できないようにしている。

2005年(平成17年)において、66名より寄付をいただいた。いただいた寄付は、25%はファンド運営費、75%は助成金原資に振り分けられる。

2004年(平成16年)春より、3年間実施している。定期的な収入になるので、助成原資の安定獲得に貢献する貴重な財源となっている。

最近より横浜市内の特定郵便局内にパンフレットを置いており、寄付提供者は少しずつ増えている。

④ 他組織からのチャリティーイベント収益寄付

京急百貨店は開店 10 周年を記念し、チャリティーオークションとレストラン特別メニュー提供等というチャリティー企画を実施し、その企画売上金の全てを同ファンドに寄付した。

寄付総額は上記 2 企画で約 30 万円だった。その後クリスマスチャリティー企画等も行われた。

－2006 年（平成 18 年）8 月、店頭で横浜ベイスターズの数名の選手の直筆サイン入りグッズを展示。オークションを開催し、代金全額が寄付となった。

－2006 年（平成 18 年）9 月、京急百貨店内のレストラン（12 店舗）の協力により、各店お薦めのオリジナルメニュー（10 食限定）が用意された。価格は、お客が決め、代金金額が寄付となった。

⑤ インターネット募金

ガンバ NPO の HP（GambaNPO.net）に登録して、寄付を募集している。

本サイトは同ファンドの HP とリンクしており、同ファンドの趣旨に賛同し寄付を希望した人は、画面上で寄付を行える（1 口 2 千円から）。

寄付が行われると、ガンバ NPO の事務局に一旦寄付金が入金され、手数料が差し引かれた後、残額が同ファンドに入る仕組みである（決済を行うのに 2 ヶ月程度時間がかかる）。

また、寄付が行われると、寄付提供者にすぐにお礼のメールが送られる。³⁵

⑥ その他

その他、マイバック寄付プログラム、応援商品寄付プログラム、書籍収益寄付、設置された募金箱を通じた寄付、個人からの寄付等、様々な種類の寄付が行われている。

なお、同ファンドでは、認定 NPO 法人の資格をとり、税金免除額が増額され、寄付してもらいやすい環境にしたいと考えている。

(3) 会員制度

2007 年（平成 19 年）1 月末より、会員制度の種別と用途を変更した。具体的には、サポート会員と賛助会員をまとめて、賛助会員とした。サポート会員と賛助会員より提供された会費は、今まで 100% 運営管理費に回されていたが、25% を運営管理費、75% を助成原資として活用することとした。その方が会員を集めやすいと判断した。伴う運営財源減は、以前の 4 倍の会員を集めれば、運営管理費をこれまでどおりカバーできる計算である。サポート会員と賛助会員は 25 名しかいないのでそれほど影響はなく、会員を増やす手立てを計画していけばいいことであると考えている。

背景には、会員が余り増えていないという事情があり、会費は助成原資として活用されると説明した方が賛同を得られやすい。会費が同ファンドを支える（この仕組みをサポートする）という意義を理解してくれる人は限られ、ターゲットが絞られてしまうためである。

³⁵寄付提供者には、1 万円の寄付は 1 万円として認識させる。（手数料は同ファンドの運営費から負担される。）

正会員（35名、内11名は役員）は、議決権を持っている人のみであり、会費は100%運営管理費に活用される。会員はほとんどが個人であり、財団法人が少数いる。営利法人は会員にはなっていない³⁶。子ども応援会員は、年次寄付という位置づけになる（図表3-44）。

図表 3-44 新会員制度の概要

【現在】				【新制度】				
年会費(寄付額)		用途		入金方法		年会費(寄付額) 用途		
会員	コア会員(法人会員)	1口10,000円	100%運営管理費	会員	正会員 (NPO法人の会)	手渡・振込	1口10,000円	100%運営管理費
	サポート会員	1口5,000円			子ども応援会員 (賛助会員)	手渡・振込	1口5,000円 (個人・NPO1口以上)	
	賛助会員	1口20,000円			郵便口座からの 自動引落	月々1口500円 (年間6,000円～)	75%助成原資 25%運営管理費	
寄付	コーヒー募金 (かながわ子ども基金)	250円～/月 (年3,000円～)	75%助成原資 25%運営管理費	寄付	一般寄付	ネット募金		従来通り
	インターネット募金	2,000円～			随時の任意額寄付 (手渡・振込)	従来通り		
	随時の任意額寄付 (手渡・振込)	任意額						

(資料) 神奈川県子ども未来ファンド

(4) 募集方法

寄付や会費を募集する方法として、以下のことを考えている。

- －パンフレット等を配布し、認知を高めていく。
- －各種イベントに合わせて、募金活動を行う。
- －サポーター等の紹介によりネットワークを広げていく。核になる人から広げるようにする。
- －記事、ニュースレター等で活発に情報を発信していく。

(5) 成果報告

寄付者には、助成活動の成果を記載した広報紙を送っている。

助成活動の成果報告会も年1回開催しており、毎回100名程度集まる。ここでは、支援者と資金の活用者がコミュニケーションを取り合うこと、現場の人の声を寄付に反映することを期待している。報告会には、寄付をするかどうかを検討中の人にも参加をしてもらえるように働きかけをしている。

³⁶営利法人は単発での寄付を行っている。